

平成 2 2 年第 4 回更別村議会臨時会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

平成 22 年第 4 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 5 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 4 回更別村議会臨時会を開会いたします。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	村長より招集の挨拶があります。
村 長	岡出村長 本日ここに、平成 22 年第 4 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 早くも師走目前となったところでございますが、村議会を始め、村民のご協力のもと、行政各般に渡ってほぼ順調に進めさせていただいているところでございます。 一方で突然とも言える政府の T P P 協議入りを始め、日豪 F T A 交渉の再開は本村開拓期から一世紀に渡る努力によって築き上げられました、本村寒冷地農業を崩壊させ、ひいては地域を崩壊させるものであり、断じて容認出来るものではありません。 各関係機関と連携のもと、先頭に立って阻止行動を行ってまいりるものであります。 本臨時会におきましては、本年度出されました国の人事院勧告に基づき、議員報酬、特別職、教育長、職員の給与関係条例の改正と診療所の内視鏡等購入についてご審議をお願いするものでございます。 よろしくようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 02 分)</p>
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議 長	<p>日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、7 番本多さん、2 番高橋さんを指名いたします</p>
議 長	<p>日程第 2、議会運営委員長報告を行います。</p> <p>さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。</p>
議会運営委員長	<p style="text-align: center;">堂場議会運営委員長</p> <p>議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。</p> <p>さきに、第 4 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 11 月 26 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。</p> <p>その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。</p> <p>以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>委員長の報告が終わりました。</p>
議 長	<p>なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。</p> <p>日程第 3、会期決定の件を議題といたします。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は 1 日間と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 4、諸般の報告をいたします。</p> <p>諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。</p>
議 長	<p>日程第 5、議案第 53 号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
村 長	<p style="text-align: center;">岡出村長</p> <p>議案第 53 号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。</p> <p>更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。</p> <p>改正の理由といたしましては、更別村議会議員、更別村常勤特別職及び更別村教育委員会教育長の期末手当について、国家公務員の期末手当に準じて改正するため、この条例を制定しようとするものであります。</p> <p>2 の要旨といたしましては、第 1 条の 1、更別村議会議員の 12 月</p>

に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 305 から 100 分の 285 に改めるものであります。

100 分の 20 を減ずるということでございます。

第 2 条の 1、更別村常勤特別職の 12 月に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 225 から 100 分の 205 に改めるものであります。これも同じでございます。

第 3 条の 1、更別村教育委員会教育長の 12 月に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 225 から 100 分の 205 に改めるものであります。

同様でございます。

次のページをお願い申し上げます。

次のページはそれぞれの改正でございまして、第 1 条、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するというものであります。

改正条例本文でございすけれども、これにつきましては改正要旨で説明のとおりでございますので、内容については省略をさせていただきます。

次のページにつきましては、第 2 条、更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するという条例本文でございす。

改正要旨につきましては、先に説明のとおりでございますので、内容等を省略させていただきます。

次のページをお願い申し上げます。

第 3 条、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するというものであります。

改正条例の本文でございすが、これにつきましても先に説明のとおりでございます。

省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年 12 月 1 日から施行するというようにしてございす。

なお、今回の改正によりまして、議員の期末手当につきましては 251 千円の減、特別職期末手当、村長、副村長の部分でございすが、261 千円の減、教育長につきましては 114 千円の減となるものであります。合計 626 千円の減となるものでございすが、この減額につきましては、第 4 回の更別村議会定例会において補正をさせていただきたいと思っております。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

議 長

議 長

議 長	<p>これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。 これから議案第 53 号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>日程第 6、議案第 54 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長</p>
村 長	<p>議案第 54 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 1 の理由といたしましては、更別村職員の給与及び勤務時間等について、国家公務員の取扱に準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 2 の要旨でございますが、第 1 条からそれぞれお示しをいたしてございますが、これらを含め若園総務課長に補足説明をいたさせます。 なお今回の改正によりまして、一般会計、各特別会計、消防職員を含めて 8,652 千円減となるものでございまして、この減につきましても第 4 回更別村議会定例会において補正をさせていただきたいと思っております。 ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。</p>
議 長 総務課長	<p>若園総務課長 (議案第 54 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 7 番 本多さん</p>
7 番本多議員	<p>先程から説明を受けているわけですがけれども、この条例改正がされますと、先程村長がおっしゃっていたように不用額が多分出てくるということで 8,652 千円、この金額について国では緊急対策ということで国会に臨んでいると思うのですけれども、村として不用額が出たことによって緊急対策的なことで村独自で雇用対策だとか、そういった何か別な考えを持っておられるのかどうかお伺いしたいと思います。</p>

議 村	長 長	<p>岡出村長</p> <p>現在、参議院でも可決になると思いますが、緊急対策が今法案化されているところでありまして、これらを含めてこの不用額については、12月の補正あるいは次の対策で有効に使わせていただきたいと思っていますところでございます。</p> <p>今、この不用額について何に使うかということは、ちょっと明言出来ないのですけれども、やはり村の経済の発展のため、雇用の確保のために活かしていきたいと思っております。</p>
議 7番本多議員	長	<p>7番 本多さん</p> <p>今、村長の方からもお答えいただいたのですけれども、村内中、公共事業等も減っておりまして、大変苦勞されている会社もあると聞いておりますので、是非そういった形で有効利用をしていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第54号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第7、議案第55号、動産の買入の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
村	長	<p>岡出村長</p> <p>議案第55号、動産の買入の件でございます。</p> <p>次のとおり動産を買入しようとするものであります。</p> <p>1の買入の目的でございますが、更別村国民健康保険診療所内視鏡等備品購入のためでございます。</p> <p>2の買入の方法及び時期であります。指名競争入札による落札、平成22年12月30日までに取得するということになってございます。</p> <p>3の動産の品名及び数量でございますが、別紙のとおりであります。</p> <p>4の契約金額につきましては、11,392,500円でございます。</p> <p>5の契約の相手方につきましては、帯広市東3条南10丁目1、株式会社、常光、帯広営業所、所長、津島明広氏でございます。</p> <p>理由でございますが、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p>

なお、本件に関しまして議案資料として、提出してございます資料の 3 ページに入札の日時、指名業者等をお示ししておりますのでご参照いただきたいと存じます。

以上、ご審議方賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

7 番 本多さん

7 番本多議員 12 月 30 日までに購入するということですが、当初、予算組みをされた時のお話では、12 月くらいから診察が出来るのではないかというふうにおっしゃっていたわけですが、先生方も教育されて、そういった形になると言っておられたのですが、最終的にいつから村民が診察を受けられるのか。

議長 神原診療所事務長
診療の開始ですが、11 月のかわら版でもご案内しておりますが、2 か月前から予約を取り始めて 1 月の早々からということと考えてございます。

現在 2 人の医師が毎週 1 回ずつ帯広市に研修に出ています。

予約の状況については、まだつかんでおりませんが、年内に設置をして年明け早々から使用したいと考えております。

議長 他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから議案第 55 号、動産の買入の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 8、請願第 2 号、T P P 交渉参加反対に関する請願書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております請願第 2 号の件については、会議規則第 92 条第 2 項の規定に基づき委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、請願第 2 号、T P P 交渉参加反対に関する請願書の

件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。

2番 高橋さん

2番高橋議員

TPP交渉参加反対に関する請願書の内容について説明申し上げます。詳細につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

本件は更別村農業協同組合からの請願です。

本年策定された新たな食料・農業・農村基本計画には、国内食料自給率の50%への引き上げや戸別所得補償制度の導入等の施策方針が盛り込まれています。

しかし、政府は、EPA基本方針の中で、TPPに関し、関係各国との協議を開始することを閣議決定いたしました。交渉が締結され、十勝の基幹作物である小麦やてん菜、乳製品や肉牛等の関税が撤廃された場合、農業産出額は減少、関連産業や地域経済の損失で十勝地域が崩壊の危機に曝されることは必至です。

また、TPPの締結は、国民が求める国内食料自給率の向上や食の安全・安心の確保をも脅かすこととなり、農業以外の分野への影響も、危惧されております。

したがって、関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加に断固反対するものです。

以上、請願内容の説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本件に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから請願第2号、TPP交渉参加反対に関する請願書の件を採決いたします。

請願第2号を採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

議長 日程第9、請願第3号、TPPなど国際貿易交渉に関する請願書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

請願第3号は、すでに採択された請願第2号と同一趣旨のものでありますので、議決不要といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本請願は採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これで、請願第3号は採択されたものとみなします。</p>
議	長	<p>この際、暫時休憩いたします。(10時35分)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。(10時45分)</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>ただいま、休憩中に2番高橋さんから、意見書案第9号、TPP交渉参加反対に関する意見書の件が提出されました。</p> <p>この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いをします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>したがって、この際、意見書案第9号、TPP交渉参加反対に関する意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。</p> <p>日程第10、意見書案第9号、TPP交渉参加反対に関する意見書の件を議題といたします。</p> <p>提案理由につきましては、請願第2号採択の際、請願内容として説明しておりますので省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、意見書案第9号の提案理由は説明済みといたします。</p> <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p>
議	長	<p>(ありませんの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p>
議	長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから意見書案第9号、TPP交渉参加反対に関する意見書の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。</p>

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて、平成 22 年第 4 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10時47分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 11 月 26 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 高 橋 清 美